

一、町村名

二、路線名及里程

三、道路及交通ノ狀態（既往現在ニ於ケル車馬交通ノ實況）

等ヲモ記載ノコト

四、道路ノ維持修繕ニ對スル平素ノ注意狀況

五、特ニ他ノ模範ト認ムヘキ事項

六、其ノ他参考トナルヘキ事項

第五條 第五條前條ノ具申ハ前年分ヲ翌年一月廿日迄ニ提出

スヘシ

（道路維持修繕心得ハ略ス）

### 質疑應答

問 國道並木敷が史蹟名勝天然紀念物保存法に依り指定せられたる場合其管理方法如何（淡路生）

答 史蹟名勝天然紀念物保存法は一種の公用制限を定めたものである。公用制限といふのは公益上必要なる特定の事業の

經營又は物の保全の爲に加へらるる財産權（通常は所有權）

の公法上の制限をいふ、故に同法第一條に依りて史蹟名勝天然紀念物たるの指定を受けたる物の所有權其の他の財產權は同法所定の制限を受けることとなるのである。道路公園等の

如き公物を構成する土地其の他の物が史蹟名勝天然紀念物たるの指定を受けたるときには必ず同法所定の制限を受けるのである。かくの如き場合に於ては公物を構成する土地其の他の物の財產權は公物としての公用制限と史蹟名勝天然紀念物としての公用制限と即ち二種の公用制限を受けることとなる。乍併しながら前述の如く史蹟名勝天然紀念物保存法は一種の公用制限即ち所有權其他の財產權換言せば私權の制限を定めたるに過ぎずして公物に關する法即公法上の權利義務に對しては何等の制限を及ぼし得ないのである。故に本問の如き場合には過ぎずして道路法所定の管理方法によるべく史蹟名勝天然紀念物法は只道路法の規定に反せざる限度に於て道路敷地の所有權其他の財產權を制限し得るに止るのである。（田中法學士）

問 土地收用事業認定申請に對する道路法の關係に付ては道路の路線認定の認可あれば足ることに願はれ間敷候哉（岐阜市土木係）

用徵收の權利を得しむるの効果を有する、従つて其事業地の所有權者其他の財產權者は之に依つて一種の脅威を感じざるを得ないのである。故に事業の認定に當つては事業の性質遂行の確實性事業地域等について充分の調査を遂げることを要する。これ大正六年十一月土第九六號内務省土木局長通牒に定むる添付書類を必要とする所以である。

然るに道路法上路線認定の申請を了しただけでは未だ事業實施の時期事業地域土地收用法施行令第三條の土地に對する處置等も定まらないのであるから事業計畫が此程度に達したに過ぎないのでは土地收用法による事業認定を爲すを得ないのである。(田中法學士)

問 道路法第五十二條に依り各市町村に等級を附し義内務大臣の認可を得たる道路占用料の徵收に付甲上級町村と、乙下級町村と合併一市を成したる結果土地の賃貸價格自然騰貴を來したる場合乙を甲の町村と同率になさむとするには監督官廳の認可を要するや又省令第六號第一條に依るものなりや(神奈川行木生)

答 更に認可を必要とするものである。

道路法第五十二條は具體的の行爲に就き認可を必要とすることを規定したものであつて、道路の占用料を徵收せむとする

場合は(一)場所(二)道路を占用する事業の種類(三)單位當占用料金(四)占用料金(五)占用料被徵收者の五つの事項に付認可を必要とするものであるが、同一地方に同種類の占用事實が多い場合には先づ以て(一)乃至(三)の各に等級を付し且つ事業、地方、料金の相當なる組合せを作り其の方法に付て監督官廳の認可を受け而して具體的事實の發生の都度前認可の方法により即ち(一)乃至(三)の組合せ標準により(四)、(五)なる徵收を實行することの認可を受けた方が、事件發生の都度(一)乃至(五)の事項を詳具して認可を受けるよりも處理上簡便であるから、現在其の取扱を爲すものが多いのである。而して此の方法によつて先づ(一)乃至(三)の認可を受けたものが、その標準によつて料金の徵收を實行することは、(一)乃至(五)の全約から見れば重大でないから大正九年三月内務省令第六號第一條第十五號によつて認可を要せざることに規定せられた次第である。拵て本問の場合は前記(一)乃至(三)の組合せ標準をあらためやうとするものである。即ち認可を必要とする事項主體の變更であつて義に認可を受けたものの実行方法に屬する省令第六號の認可不要事項中に包含せらるべきものでない。故に更に認可を必要とするのである。

●ベロリさんの東京見物 ●

一、外國人のベロリさん雨上りとはいへ此上天氣に何故日本の友人が長靴穿いて行けと云ふのか不思議でたまらなかつたが遂に解つた東京の道路は雨が降ると一週間は沼になるのであつた。

女學生も紳士も平氣で平和そうに沼を泳いで行くのに感心した。



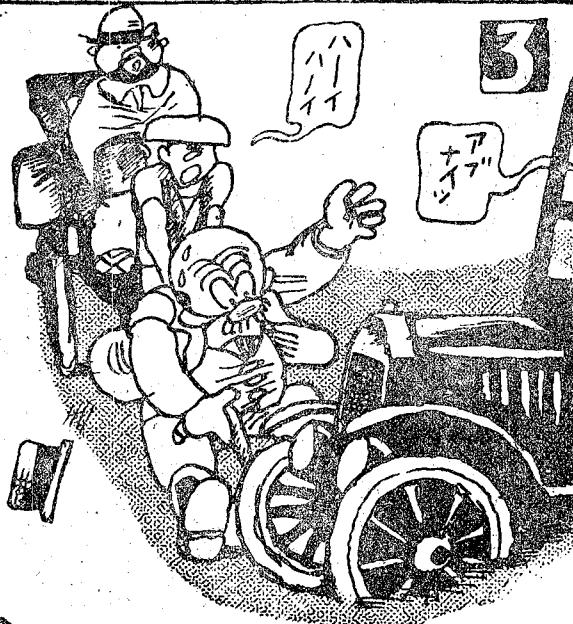
二、沼の一週間が

濟むと今度は雨が降らない限

りサワラの砂漠となるのであつた、友人はベロリさんに長靴を止めさせた其日から埃除けの眼鏡とマスクを彼に與へたお蔭で東京をハツキリ見る事が出来なかつた。



3



三、山の手の大通りへ差掛けた時ペロリさんは自

動車と車の間へ狭まり危く一命を捨てるところ

だつた、東京には車道も人道もゴツチャの所が多いと云ふ事を彼は始めて知つた。

4



四、東京の花とも云ふべき銀座は成程立派だつた、

然しへロリさんは下を見ずには歩けなかつた、

危くつて。ペロリさんは「何よりも日本

で一番先きに改良しなければな

らぬものは道路なり」と叫

んだ。